

◇「スポーツ振興審議会委員」関係法令

●スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）

（計画の策定）

第四条

4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体（※1）である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

（※1）「特定地方公共団体」…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体〔上尾市は該当しない。〕

（スポーツ振興審議会等）

第十八条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3 前二項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かななければならない。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

（審議会への諮問等）

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第三項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

●上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）

（設置）

第1条 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、上尾市教育委員会（以下「教

育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツ振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市内スポーツ団体の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

●上尾市スポーツ振興審議会規則（昭和51年上尾市教育委員会規則第8号）

(目的)

第1条 この規則は、上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第7条の規定に基づき、上尾市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、4月及び1月に臨時会は会長が必要と認めたととき又は委員の3分の1以上から請求のあった場合を開くものとする。

(議事)

第3条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。

2 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育総務部スポーツ振興センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。